

盛岡広域振興局長告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年8月30日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 不動矢巾停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割370番地先から紫波郡矢巾町駅東一丁目2番1号地先まで	新	m 27.6~18.0	m 241.5
	旧	18.0~6.7	241.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和4年8月30日から同年9月30日まで